



中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



6月の税務

4月決算法人の申告 10月決算法人の中間申告26年3月期決算より適用される法人税の改正項目をおさらいしておきましょう。
復興特別法人税がなくなりました。
27年4月1日以降開始する事業年度から、法人税を従来の25.5%から23.9%へと引き下げます。中小法人の800万以下の部分が15%とされるのは変わりありません。
贈与税については父母、祖父母等よりの住宅取得資金の贈与の非課税枠が拡大しました。今年度は1000万まで無税です。
また新設の制度として結婚子育て資金の一括贈与の非課税制度が創設されました。20歳以上50歳未満の結婚・出産・育児に充当するための金銭等を父母、祖父母から贈与された場合の非課税制度が創設されました。非課税限度額は受贈者一人につき1000万まで(結婚費用は300万円)信託銀行等に信託等する必要があり非課税申告書を金融機関経由で受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。払い出しのつど結婚子育ての支払いに充当したことを証する領収書を金融機関に提出する必要があります。

またふるさと納税制度が拡充簡単になりました。個人住民税において控除限度額を従来の1割から2割に引き上げます。また給与所得者等の場合ふるさと納税ワンストップ特例制度を設置して控除を寄付先の自治体に代行してもらうことにより確定申告が不要な制度ができました。(限度額を知りたい方はご連絡下さい) また26年4月より領収書の印紙非課税が3万から5万に引き上げられました。

6月の労務

春から夏にかけては、労働保険の年度更新及び社会保険の算定基礎、賞与支払い届など労務に関する提出書類の時期となります。労働保険の年度更新の書類及び算定基礎の書類が届きましたら弊事務所で給与データともにお預かりいたします。
SR事務組合依頼のお客さま以外は、すべて電子で(顧問先限定)行いますので期限内提出をお願い申し上げます。
労働保険は平成27年3月までの平成26年度給与
社会保険は支払ベースで4.5.6月給与についてご連絡下さい。
また夏の賞与につきましても賞与支払届の関係上ご連絡下さい。
従業員の採用、退職 離職証明、扶養手続きについては所定の連絡シートがございますのでご連絡下さい。今年度は健康保険および介護保険の保険料率の変更が1月遅れ4月分(5月支払分)より料率に変更になりました。(茨城県9.92%を折半 介護は1.58%) また平成27年4月労災保険料率の改正がありましたのでほとんどの職種で数値改正されています。その他の各種事業は3/1000のままです。

労務関連の改正では26年4月より産前産後休暇中も社会保険料が免除になりました。
産前産後休業取得者申出書を産前産後期間中に提出する必要があります。出産予定日より前や後に出産した場合は出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出する必要があります。また2015年12月より従業員50名上の事業所にスト

事務所近況情報

いよいよこの10月よりマイナンバーの全国民への交付がスタートします。
今年の年末調整確定申告からマイナンバーを付すようになり雇用保険の届け出も平成16年1月1日~マイナンバーを記入項目に記載することになります。
社会保険の届け出につきましては延長され平成17年1月1日より資格取得や喪失にマイナンバーを記載するようになります。
当事務所はマイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う事業者として個人情報を厳密に取扱い社内の研修等を実施します。
事業者がマイナンバーを利用するのは、主として、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合です(個人番号関係事務)。番号法で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。
番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
マイナンバー制度導入に関する社内情報取扱いについてのご相談も随時受け付けます。現在以下の相談を受付中です。

- 開業、法人なり相談会
- 改正相続税贈与税相談
- 社会保険労働保険加入相談
- 就業規則規定相談
- 節税 事業計画 融資のための相談
- 派遣事業 介護事業 改正相談

今月のお悩み相談

Q 従業員が急に辞めたいと言いつつ引継もせずに辞める社員にも退職金や賞与を払わなくては行けないのか? 有給休暇を全部消化阻止?
A 従業員が急に辞めるということは、経営者の立場からすると「せめてきちんと後任に引き継いでから」「周りの迷惑がかからない時期で何カ月も前から退職願を書いてほしい」というケースが多いです。残念ながら、労働者を辞めさせないようにすることはできず、民法の定めで通常の期間の定めのない労働者の場合、2週間経過(月給の場合は今月中に辞める場合は月の前半まで) 職業選択の事由もあるため会社が引き止めるのは困難といえましょう。また会社都合でやめさせる場合は本人も退職までの期間が非常に短い事もあり有給消化もやむなしというケースが多いのですが、自分都合で会社の引継もなく辞めるまでの期間有給処理を希望する社員については、当然の労働者あ権利であり、有給休暇処理の時期変更権(会社側で通常の業務に支障をきたすおそれのあるため時期をずらすことのできる権利)も退職の場合は使えないのです。こう書いていくと労働者の権利ばかり主張する態度は権利ばかり振りかざし社会常識的に首をかしげるケースも多いのです対策としてきちんと就業規則に定められた期間前に退職願いをだし引継をしなければ退職金、賞与の減額があること(そもそも退職金賞与は規則にない限り必ず払わなければならないものではありません) 日頃から仕事を一人の人にしかわかない属人生の高いものにしないで職場内で誰でもできるよにする

INFORMATION Q&A

今でも使える助成金、補助金について知りたい

業務改善助成金

事業場で最も低い時間給(時間換算額)を40円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金の引上げに必要な経費について助成金を支給するものです。

対象となるものは 対象となる経費は、「労働能率の推進に資する設備・機器の導入」等業務改善効果のあるもので、必要経費の2分の1(小規模事業者()は4分の3)を助成金として支給します。なお、平成27年2月3日から制度が一部改正されています。詳しくはご相談下さい

キャリアアップ助成金 (補正予算で額が拡大しました)

有期契約労働者、派遣労働者、短時間労働者といった非正規労働者の正社員転換等に対する助成金(26年3月1日～28年3月31日までは額が増えています)

正社員転換コース有期 正規 中小企業最高一人50万(15人限度)派遣労働者の場合10万加算

人材育成コース ONTで賃金助成800円 OJTでも賃金助成700円

短時間正社員転換コース 中小企業最高一人30万

厚生労働省の助成金はキャリアアップ管理者の設置あらかじめ労働局にキャリアアップ計画の届け出が必要です。

PROFILE

税理士

社会保険労務士・行政書士

林 敦子

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田931-13

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ事務所です。中小企業経営革新支援機関認定事務所

お得な助成金や融資制度

[助成金・融資サポート](#)

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>

調査も怖くないきちんとした会計処理をしてもらうために必要な書類ってなんなの？

きちんとした調査で問題にならないためには領収書請求書以外に以下の資料が大事なポイントです。

新しい賃貸借契約 賃貸借契約書の写し

車両の購入下取り→車両の見積もり明細、支払のわかるもの、車検証 リースローンの場合返済予定表

融資 融資時の資料 保証料、印紙、手数料のわかるもの 返済予定表

給与等 賃金台帳 給与明細 退職金

土地建物等の固定資産の取得 契約書 登記簿謄本等の写し

リース契約 リース契約書の写し

会社名義の保険加入 資産計上する会計処理のわかるもの(会社が契約者の保険)

役員会社間の取引 契約書等

手形振出手形裏書手持ち手形→手形帳または手形の写しのコピー

在庫 在庫表 仕掛工事については、今季経費にあげたもののうち来期の売に対応する物を拾い出した資料を保存してください。

短期前払費用処理した家賃の契約書、決算未払賞与の場合は従業員に通知書を作成しておくといでしょう

売掛金表 買掛金表 →当期に対応する物を集計します。×後の売上仕入の計上も忘れずにしましょう